

令和3年度 (一社) 群馬県建設業協会との意見交換会 回答

項 目	回 答
1. 地域建設業が取り組むキャリアアップシステムについて	<p>■国土交通省においては、CCUS推奨モデル工事を進めるだけでなく、一般の工事において、自主的にCCUSの活用している企業に対して、それを評価するしくみの検討をお願いいたします。</p> <p>関東地方整備局では、令和2年度から原則全ての一般土木工事(WTO対象工事)を対象に「建設キャリアアップシステム義務化モデル工事」の試行を34件公告(令和2年度12件、令和3年度22件:R3.10.15時点)して取り組んでいるところです。</p> <p>また、「建設キャリアアップシステム活用推奨モデル工事」については、営繕工事で5件(令和2年度2件、令和3年度3件)、一般土木工事で管内6都県の建設業協会にご賛同いただいた直轄Cランク工事において8件(令和2年度4件、令和3年度4件)を公告して取り組んでいるところです。</p> <p>「建設キャリアアップシステム義務化モデル工事」においては、カードリーダー設置費用及び現場利用料を精算変更時に積算計上するとともに、活用目標の達成状況に応じて工事成績評定で加点(又は減点)することとしております。</p> <p>自主的に活用している企業に対する評価のしくみの検討につきましては、全国的な内容になりますのでいただいたご意見は本省に伝えてまいります。</p> <p>■規模の小さい企業の負担軽減のため、登録費用を直接助成していただく制度についても検討をお願いいたします。</p> <p>CCUSに関する助成金については、厚生労働省所管の「人材確保等支援助成金(若年者及び女性に魅力ある職場づくり事業コース)」において、CCUSを活用した雇用環境整備を実施する建設事業主団体に対して、カードリーダーの購入等に係る経費を、1台あたり5万円を上限に助成しているところです。</p> <p>登録費用については、令和4年度の予算要求において、厚生労働省が「人材確保等支援助成金」に「建設キャリアアップシステム等普及促進コース(仮称)」を新設し、CCUS等の普及促進に向けた事業を実施する建設事業主団体に対するCCUSの技能者登録料等の助成について新規要求しているところです。このほか、CCUS登録等に係る代行申請手続や就業履歴を蓄積するカードリーダーの導入等に係る経費についても助成する内容となっており、認められた場合は来年度から助成が受けられることとなります。</p> <p>CCUSに関する助成金の詳細については厚生労働省にお問い合わせいただければと思いますが、関東地方整備局としても、CCUSの普及促進を図るため、貴協会をはじめ、業界の皆様に様々な機会を通じて必要な情報提供等に努めてまいります。</p>
2. ICT施工の内製化について	<p>■IT人材の育成や高額なソフトウェアの購入助成などの支援策について検討をお願いいたします。</p> <p>ICT施工での3次元データ処理の内製化については、施工者の方からも興味深いとの意見を聞くようになってきており、関東地方整備局では「3次元データ処理の内製化テキスト」を作成し、9月より施工者向けの講習会で使用を始めております。</p> <p>内製化に取り組むことで、自社工程での臨機応変な計測や、結果の早期把握が可能となり作業待ちが少なくなる等の直接的な効果があります。</p> <p>また、ICT機器を取り扱うことで、従来は建設系の学科を卒業された社員の採用が、IT系を卒業された方を採用できることで新たな人材確保、既社員の士気高揚につながるなどの間接的な効果も施工者の方から聞こえてきております。</p> <p>更に、3次元設計データを社員が自ら取り扱えることで、従来は適用されていなかった小規模工事でも省人化・効率化の効果を発揮することが可能となり、ICT施工の活用幅が広がります。</p> <p>財政的な支援については、現時点ではICT建設機械の導入に関する補助金などがありますが、更なる支援については、施工現場におけるニーズを把握し、本省に伝えてまいります。</p>